

日常業務中のトラブルと法律

- 領収書の数字の書き換えや、白紙の領収書に後で数字を書き入れる行為は私文書偽造にあたります。

偽造領収書を会社に提出した場合は、会社を騙したことになり、詐欺罪に問われても仕方ありません。

こうした行為は、実際、会社でよく行われているようですが、法律的には当然刑罰対象となります。

ある人事担当者は「特に領収書の数字の桁を増やしたり、また、増やしかねないとマークされている人は要注意です。これくらいの事と思って、伝票を出しているようですが、会社は意外と気が付いているものです。

そして、その社員が煙たい存在になった時、ささいな理由で会社が懲戒解雇の手段に出ることは今の時代、決して珍しくありません。仕事が出来人間が必ずしも伝票操作をやっていないとは言えませんが、彼らはボロを出しません。そういった意味で、伝票に神経を使って記入できる人間は、仕事に対しても神経を払っている人間だといえるでしょう」と、話しています。

- 友人や会社の仲間と飲んだ飲食費を取引先の接待ということにして領収書を会社に提出した場合は、虚偽の申告をしたことになり、詐欺罪に問われても仕方ありません。

ビジネスマンがよく使う手ですが、厳密に言えば会社側の告訴によって、刑事罰に問われる可能性があります。

場所が接待に相応しくない安い居酒屋であったり、接待した人数と飲食の明細が常識的に合わなかったり、同じ日に上司が同じ得意先を接待していたりといった事で露見する機会が少なくありません。

- 1本のボールペンであろうと会社のものは、持ち帰れません。

会社の備品を業務以外の目的で持ちだせば、刑法の横領罪。保管責任者でない人が責任者に無断で持ちだせば窃盗罪。窃盗罪は10年以下の懲役になります。

ボールペン1本で罪に問われることは、殆どありませんが、常習となると話は別です。2度3度と繰り返しているうちに、持ちだす品もエスカレートしがちだからです。

日常問題にされなくても、別件で問題が生じた時等は、些細なことが摘発されて処分の理由となるケースがあります。

いざという時に相手に切り札を与えるような行為は日ごろから慎みたいものです。

- 残業続きで、彼女や家族に私用電話をすることに刑事責任はありません。

会社のコンセントを使って電気かみそりを使った場合は、他人の電気を盗んだということで、電気窃盗罪が成立しますが、会社の電話を私用に使う行為は刑事上の罪に問われません。しかし民事上の問題は成立します。

「帰るコール」程度なら大目に見てもらえるでしょうが、長距離電話、国際電話などで際立って電話代が高んだ末に発覚した場合は不正行為・債務不履行で、会社から民事上の損害賠償を請求されても仕方ありません。

- 出張するので、新幹線の切符を買ってもらったが、これを金券ショップで売却し、マイカーで出張。

その差額を着服した場合は、業務上横領になります。切符、タクシーチケットなどの金券を換金することは違法とはいえませんが、差額を自分のポケットに入れてしまうと業務上横領罪になります。出張費を浮かすた

めに誰でも使っている現実ではありますが、個人的に預かった金を着服する単純横領罪よりも、業務上横領罪の方が罪が重くなるということを覚えておきましょう。